

川西市防災会議条例

昭和 38 年 5 月 27 日

条 例 第 17 号

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、川西市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 川西市防災計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、市及び関係各機関との連絡調整を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 兵庫県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命するもの
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 6 前項第 1 号から第 3 号まで、及び第 7 号から第 9 号までに掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

(幹 事)

第 5 条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶 務)

第 6 条 防災会議の庶務は総務部危機管理室において処理する。

(雑 則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(以下、略)